

資料

平成18年5月12日（金）10時から
在日米軍再編に係る対策特別委員会資料

- 1 在日米軍再編に係る札幌防衛施設局長来庁について・・・・・・・・・・・別紙1
- 2 国からの説明に対する資料
 - (1) 平成18年3月21日説明事項と5月2日持参文書との比較表・・・・別紙2
 - (2) 共同発表 日米安全保障協議委員会（報告書抜粋）・・・・・・・・・・・別紙3

在日米軍再編に係る札幌防衛施設局長の来庁について

- 1 来庁日時 平成18年5月8日（月）14時～
 2 来 庁 者 札幌防衛施設局 土屋局長、斎藤施設部長ほか
 3 応接者 山口市長ほか
 4 来庁目的 在日米軍再編問題の最終報告の説明
 5 説明趣旨

- ・ 3月21日及び4月26日に、国から、訓練移転の内容について、日米地位協定に基づく使用条件のうち、年間の総使用日数と訓練1回あたりの使用期間の制限は維持する、米軍の単独訓練は実施せず、航空自衛隊との共同訓練とする、深夜早朝の飛行は原則として実施しないなどのほか、訓練規模のイメージなどが説明されている。
- ・ 土屋局長から、さらに次の点について説明があった。（口頭説明）
 - ① 在日米軍再編に関して、昨年10月の中間報告以後、日米防衛・外務当局間審議官会合が9回開催され、この間、日米防衛首脳会談を2回開催するなど、具体案の最終的な取りまとめに向けて精力的に取り組んできたところ、5月1日に日米間の合意をみたことから、翌2日に具体案の最終的な取りまとめに至った。
 - ② 今回の「共同文書」に、3月21日、日米間で協議中であるとして地元に説明した内容で記載がされていないものがあるが、先に説明した内容はすべて米国側も了解している。
 - ③ 4月26日に、当庁戸田次長も説明したとおり、訓練計画の策定にあたっては、特定の基地に訓練が集中しない方向で米国側と協議を進めるとともに、必要に応じて騒音調査を行い、障害の実態など貴市の意向を踏まえ各種周辺対策の推進に努めていく。
 - ④ 地域振興策については、関係閣僚会合が開催されるなど、政府一体となって検討しており、今後、米軍再編についていかなる施策を行う必要があるかについて、要望等を踏まえ、検討する必要があると考えている。
 - ⑤ 協定については、現在、第2航空団においては、早朝・夜間の飛行、土日・祭日の飛行等に関し、騒音軽減の観点からいわゆる自主規制措置を講じていると承知している。訓練移転における米軍の使用態様については、第2航空団と同様の態様で実施するとしているが、これを何らかの形で確認したいという要望も承知しており、どのような方法が可能であるか関係機関と前向きに調整する。

⑥ 米軍による事件・事故の対応については、米側に対して、さまざまなレベルから安全管理の徹底や綱紀粛正の徹底を図るなど、実効性ある措置を講ずるように求めているが、引き続き外務省と協議して、強く要請して行く。

いずれにしても、地域住民の日常生活に支障をきたさないことが最も重要なことから、更なる連絡体制の整備を図るとともに、訓練期間中には、札幌防衛施設局職員を現地に配置するなど万全を期す。

⑦ 当庁としては、今後とも皆様の理解を得るべく、引き続き説明の努力をしたいと考えていますので訓練移転について、是非ともご理解、ご協力を願いたい。

※ 札幌防衛施設局 土屋局長の訪問日程

10：00 北海道副知事

14：00 千歳市長

16：00 苫小牧市長

平成18年3月21日施設局持參文書及び確認事項

訓練移転について

米国との協議中の内容は以下の通り。

1 目的

自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍飛行場から他の飛行場への訓練移転を実現する。

2 訓練の移転元

・当面は(※1)、嘉手納、三沢、岩国の3飛行場とする。

当面は(※1)：現時点で、これ以外について、具体的に想定しているものではない。

3 訓練の移転先

・当面は(※1)、千歳、三沢、百里、小松、築城と新田原の6基地とする。

・日米両国は、将来における日米共同訓練のための自衛隊基地の使用拡大(※2)に向けて努力する。

当面は(※1)：現時点で、これ以外について、具体的に想定しているものではない。

使用拡大(※2)：6基地以外の基地への拡大について努力するとの意味

4 移転訓練の形式

共同訓練(※3)(関連活動(※4)を含む)とする。

共同訓練(※3)：単独訓練は想定していない。

関連活動(※4)：共同訓練に必要な離着陸訓練などの習熟飛行はあり得る。

5 実施場所

・当面は、上記6基地(訓練空域その他のこれらの施設(6基地)を支援する区域へおアクセスを含む)で行う。

6 移転訓練の規模

以下の内容は典型的な移転訓練の規模のイメージ(※5)である。

・当初はタイプ1の訓練を実施し、その後タイプ1やタイプ2の訓練の双方を実施。
(移転訓練(特にタイプ2)の完全実施のためには、追加的な施設が必要になる可能性あり。)

イメージ(※5)：必ずこの範囲で行うものではない。この規模を上回ることもあり得る。

(参考例)

タイプ	米軍航空機の規模	自衛隊航空機の参加規模	訓練期間
1	1～5機程度	米軍機の規模と同程度	1～7日間程度
2	6～12機程度	米軍機の規模と同程度	8～14日間程度

7 基地使用の態様

(1) 日米合同委員会合意の変更について

共同使用的態様については、日米合同委員会合意において定められているところ、

・年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限については維持する。

・年間の訓練回数の制限を撤廃(※6)する。

年間の訓練回数の制限を撤廃(※6)：

現在の千歳飛行場の日米共同訓練に使用できる条件のうち、訓練回数年約4回を撤廃するが、

年間の総使用日数などの条件は変更しない。

小規模な訓練を含め、年4回以上実施する可能性もある。

(2) その他の態様

・その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様(※7)とする。

航空自衛隊と同様の態様(※7)：深夜早朝の飛行は、特に必要な場合を除き、原則として実施しない。

8 年間計画(※8)

・日米両国は、2007年(平成19年度)から、毎年、移転訓練の計画を作成する。

・(2006年度(平成18年度)の移転訓練については、必要に応じて、同年度に計画を作成する。)

年間計画(※8)：2007年度からの訓練が主たるところであるが、2006年度についても実施する可能性がある。今後、日米間で協議を進める。

9 整備計画

・現地調査を実施の上、必要に応じて、施設整備(※9)の実施について計画する。

施設整備(※9)：現地調査を実施した後に、その必要性について検討する。例えば、駐機場、格納庫など

平成18年5月2日施設局持參文書

再編実施のための日米のロードマップ(2006年5月1日)

6. 訓練移転

● 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

● 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

● 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

● 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

● 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

● 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

● 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

【仮訳】

共同発表
日米安全保障協議委員会

2006年5月1日

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣
額賀防衛庁長官

日米安全保障関係を中心とする日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障政策の要である。この強力なパートナーシップは、グローバルな課題に対応し、また、基本的人権、自由、民主主義及び法の支配といった両国が共有する基本的な価値を促進する上で、ますます極めて重要となってきている。この同盟関係は、地域及び世界の安全保障環境における変化に成功裡に適応してきており、引き続き、将来の課題に対応するため、より深く、より幅広く、発展していく必要がある。このパートナーシップが、強固であり続けるためには、両国の国民一般の確固とした支持を引き続き得ることにより強化されなければならない。

本日の会合において、閣僚は、新たに発生している脅威が、世界中の国々の安全に影響を及ぼす共通の課題を生み出しているとの見解を共有し、幅広い問題に関する二国間のますます緊密な協力を留意した。閣僚は、日米同盟が、地域及び世界の平和と安全を高める上で極めて重要な役割を引き続き果たすよう、協力を拡大したいと考えていることを確認した。閣僚は、イラク及びアフガニスタンを再建し、これらの国々において民主主義を強化するとともに、より広い中東における改革の努力を支援するための、日米の努力の重要性に留意した。閣僚は、イランに対しすべての濃縮関連活動を停止し、IAEAの査察に全面的に協力するよう説得する努力において、緊密に協力することを確約するとともに、国連安全保障理事会の行動が協調してとられる必要性につき合意した。

アジア太平洋地域も、世界の他の地域と同様、不透明性や不確実性を生み出す課題に引き続き直面している。閣僚は、六者会合の共同声明への一致したコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して、無条件かつ即時に六者会合の場に戻ること、完全、検証可能かつ不可逆的な形で核計画を廃棄すること、また、すべての不法な活動や拡散の活動を中止することを求めた。閣僚は、外交努力を通じて地域紛争を解決することの重要性を再確認し、地域における軍事力の近代化についてより一層の透明性を求めた。

このような安全保障環境の中で、閣僚は、2005年2月に安全保障協議委員

会が特定した共通戦略目標を実現するに当たり、緊密に協力するとのコミットメントを確認した。閣僚は、2005年10月の安全保障協議委員会文書に記されている両国間の役割・任務・能力に関する勧告に示されているように、弾道ミサイル防衛、両国間の計画検討作業、情報共有と情報協力や国際平和協力活動といった分野で、二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性や、自衛隊と米軍の相互運用性を向上することの重要性を強調した。この文脈で、閣僚は、変化する地域及び世界の安全保障環境において、確固たる同盟関係を確保するとともに、様々な課題に対応するよう同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力の在り方を検討する重要性を強調した。

本日開催された安全保障協議委員会において、閣僚は、本日の同委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている、2005年10月の再編案の実施の詳細を承認した。閣僚は、これらの再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入るものであり、また、地域における同盟関係の能力強化につながることを認識した。今後実施される措置は、日米安全保障条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。これは、安全保障上の同盟関係に対する国民一般の支持を高める基礎を提供するものである。閣僚は、日本国政府による地元との調整を認識し、再編案が実現可能であることを確認した。また、閣僚は、これらの再編案を完了させることが同盟関係の変革の基礎を強化するために不可欠であることを認識し、日米安全保障条約及び関連取締を遵守しつつ、この計画を速やかに、かつ、徹底して実施していくことを確約した。

(了)

【仮訳】

再編実施のための日米のロードマップ

2006年5月1日

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣
額賀防衛庁長官

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

- (a) 普天間飛行場代替施設
- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートル

となる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現され

ることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- S A C O 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、S A C O による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに入り出しができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

- 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
- 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
- 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
- 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
- この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
- 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

- 海兵隊 CH-53D ヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- 米軍のパトリオット PAC-3 能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(了)

訓練移転及び緊急時使用

【訓練移転】

- 当面の間、嘉手納、三沢及び岩国の米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設で行われる移転訓練に参加。
また、将来における共同訓練のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取組。
- 日米合同委合意における年間の共同訓練回数の制限を撤廃するが、各自衛隊施設の年間の総使用日数及び訓練1回当たりの使用期間の制限は維持。
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、施設整備を実施。

千歳

三沢

小松

三沢

百里

岩国

築城

【緊急時使用】

- 普天間飛行場の能力の代替に連して、緊急時において米軍が築城及び新田原の両基地を使用。
- 現地調査を実施の上、必要に応じ、両基地に施設を整備。

嘉手納